





















- ①登録メールアドレスを使用した GMO サイン上での契約への同意及び締結(署名手続き及びその完了ボタンのクリック)、その他 GMO サイン上で行われる行為は、すべて契約者に帰属する行為としてみなすことに同意します。
- ②登録メールアドレスを使用して当社に対して発信されたメールにおいてなされた意思表示は、契約者の意思表示として当社がみなすことに同意します。また、契約者は、当社が登録メールアドレス宛てに送信するメールにおいてした意思表示は、当社が契約者に対してした意思表示としてみなすことに同意します。なお、本号における、これらの意思表示の効力は、通常到達すべき日時(以下「通常到達日時」という)であった時に、到達したものとみなし、通常到達日時に効力が生じます。
- ③登録メールアドレスを変更する場合、もしくは変更する必要が生じた場合、契約者は自己の責任において、契約者は第 22 条に基づき変更手続きを行うことに同意します。
- 6.契約者は、GMO サインで締結した契約書面を、自らの責において保管・管理すること及び当社と GMO サインの契約終了による場合も、本契約の有効性に影響はないことを確認します。

### 第 3 条(契約の成立)

- 1.契約者及び当社は、契約者が、当社より本サービスの提供を受け、それに対する保守料金を支払うことについて、契約者が本約款および保守オプション契約約款を承認の上、GMO サイン上で「署名手続きを完了する」ボタンのクリックをした時の内容を、本契約の契約内容とすることに合意します。
- 2.本契約は、契約者が本商品の納品に関する当社所定の書面に記名押印または電磁的記録による方法により納品の確認(GMO サイン上での「署名手続きを完了する」ボタンをクリック)をいただいた日(以下「納品日」という)をもって、前項で合意した契約内容で成立します。
- 3.本契約の内容を変更する場合、契約者及び当社は、次のいずれかの方法で変更手続きを行うものとします。なお、変更手続きの完了日(以下「変更日」という)をもって変更内容を契約内容として適用し、複数回の変更が行われた場合、変更日が最新のものを有効な契約内容とします。
- ①当社が、第 1 項における合意の証として保有する契約書面を修正により変更し、契約者がその変更内容を確認後、前条第 1 項及び本条第 1 項の方法により変更後の契約内容に合意する方法。
- ②当社が、契約者の登録メールアドレス宛に契約内容を変更する旨及びその変更内容を通知し、契約者がそれに対し、登録メールアドレスを使用し承諾の意思表示を当社に対してする方法。
- ③その他、前各号に相当する方法として当社の指定する所定の方法。

### 第 4 条(適用範囲)

- 1.本約款は、本契約に基づき、当社が契約者に対し行う、本サービス及び本商品の通常使用に支障をきたさない状態を維持・管理する業務(以下「保守業務」という)の提供及びこれに関する当社と契約者の一切の取引について適用されます。
- 2.次の各号に定めるものについては、当社の保守業務の範囲には含まれず、契約者自身が行うものとします。なお、これらの業務を当社が代行して行う場合、別途有償対応となります。
- ①掲載ページまたは本商品内で使用している文章や画像データ等の変更、追加、更新等(OS や外部環境の仕様変更に伴うバージョンアップまたはリビジョンアップは除く)
- ②顧客(契約者が本商品の利用により獲得したユーザー。以下、同様とします。)に向けてのメール配信



2.長期割引サービスを除く各種割引サービス(以下、「個別割引サービス」という)の取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。

①基本保守契約と同時または追加して、割引対象となる個別サービスを申込みすることで、個別割引サービスが適用されます。

②個別割引サービスは、割引対象となる個別サービスが解約されたとき、または第5条第1項で定める契約期間の満了により終了します。但し、個別割引サービスの終了について本契約書内に別の定めがある場合、その定めが優先されます。

#### 第8条(解約及び中途解約)

1.契約者は、第5条第1項に定める契約期間内における中途解約はできないものとします。なお、やむを得ない事情の場合、契約者は、次項の条件を満たし、かつ第13条に定める違約金を当社に対し支払うことで本契約を解約できるものとします。なお、第5条第2項に定める更新後の契約期間内における中途解約については、違約金は発生しません。

2.契約者は、自身が本商品の所有権を有しているまたは本商品の所有権を有している者の許諾を得ている場合、且つ保守料金の未納がない場合に限り、本契約の解約を行えます。

3.本契約を解約する場合、契約者は、当社所定の書面を当社に送付する方法により解約申請を行うものとします。但し、契約者による解約申請が当社の規定を満たしていない場合、当社はその解約申請を受け付けないものとします。

4.当社は、前項の書面を毎月20日(土日祝日の場合はその翌営業日)までに当社が受領した場合にのみ当月分の受付けとし、その翌月末日付で本契約を解約します。なお、契約者が保守オプション契約の申込みをしていた場合、当該保守オプション約款において当該書面の受領及び解約の時について別途定めがあるときは、その定めが優先されるものとします。

5.本契約を解約した場合、本商品はシャットダウンされ、消滅したドメインやデータ等の復旧はできなくなり、契約者はこれらに同意の上、当社に解約申請を行うこととします。なお、当該処理において生じるトラブル等について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第9条(禁止行為)

当社は、契約者において以下の各号のいずれかに該当する行為があった場合、契約者に対し、本サービスの利用の制限及び損害賠償請求をすることができます。

①当社の電気通信設備に過大な負担を生じさせる行為。

②当社の事前の許諾なく、本契約上の権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡する行為。

③リダイレクト行為。

④第三者または当社に対する権利(商標権、著作権、プライバシー権を含むが、これらに限らない)侵害、もしくは迷惑、不利益、損害を与える行為もしくはその恐れのある行為。

⑤本サービスに含まれる第三者のデータの完全性または性能を妨害、混乱させる行為。

⑥本サービスまたはそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みる行為。

⑦公序良俗に反する行為またはその他法令に違反する行為もしくはその恐れのある行為。

⑧本商品または本サービスに関連するシステムのリバースエンジニアリングをする行為。

⑨以下の目的のために本商品及び本サービスを利用する行為。

一本商品または本サービスと競合する製品もしくはサービスの開発。

二本商品または本サービスもしくは本サービスに関連するシステムの特徴、機能もしくはグラフィックのコピー

⑩当社業務の運営、維持に支障を与える行為。

⑪本契約または本約款、その他当社と締結した各種契約条項に違反する行為。

#### 第 10 条(本サービスの利用停止)

1.契約者が、本約款に違反した場合、または相当期間の保守料金の未納があるもしくは保守料金の支払拒絶の意思を明示した場合、当社は、何らの催告なしに、契約者における本サービスの全部または一部の利用停止、または本契約における各種手続きの制限をできるものとします。なお、これにより契約者に損害が生じた場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2.契約者は、前項により本サービスの利用が停止された場合においても、当該期間の当社に対する保守料金の支払義務を負うものとします。

3.第 1 項により契約者の本サービスの利用を停止した場合、当社は契約者に対し、第 13 条に定める違約金相当額を、損害賠償金として請求できるものとします。

#### 第 11 条(本サービスの提供の一時中断、廃止)

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その 14 日前までにその旨を契約者に対し当社所定の方法で通知することで、一時的に本サービスの提供を中断することができるものとします。但し、緊急の場合またはやむを得ない場合は、通知をせずに本サービスの提供を中断することがあります。

①当社の電気通信設備の保守上、または工事上やむを得ない場合

②当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合

③電気通信事業者または当社の委託先がサービスの提供を中止する、もしくは本サービスの利用環境提供元、その他第三者の事情により、本サービスの提供が困難になった場合

④天災地変その他の非常事態の発生により、本サービスの提供が困難になった場合

⑤その他当社がやむを得ないと判断した場合

2.当社は、当社の都合により、本サービス内の特定のサービス事項を廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、サービス廃止日の 1 ヶ月前までにウェブサイトへの掲示や登録メールアドレス宛のメール送信等の方法により、その旨の通知をするものとします。なお、この場合、当該特定サービスは当社の定めるサービス廃止日をもって解除されたものとします。

#### 第 12 条(契約の解除)

1.当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに何らの催告なしに本契約を解除することができます。

①自己振り出しの手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

②差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあったときもしくは租税滞納処分を受けたとき。

- ③破産または会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったときまたはそれらの申し立てを受けたとき。
  - ④解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
  - ⑤その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - ⑥反社会的勢力と資本・資金上又は取引上その他何らかの関連があるとみなされたとき。
  - ⑦保守料金を2ヶ月間滞納したとき。
  - ⑧第9条(禁止行為)のいずれかの行為を行ったとき。
  - ⑨その他、契約者が本契約または本約款において重大な違反を明らかに行ったと認められるとき、もしくは本契約または本約款に定める義務の履行が不能になったとき。
- 2.契約者が前項のいずれかに該当したことにより本契約を解除する場合、契約者は、第13条に定める違約金の支払い義務を免れません。

#### 第13条(違約金)

- 1.契約者は、本契約を中途解約する場合または契約者が本約款にて違約金の発生事由として定める事由に該当した場合、「第5条第1項に定める契約期間×基本保守契約月額」から既払金を控除した金額または本契約書に定める計算方法、当社所定のそれに準ずる計算方法により算出された金額、契約者と当社の合意した金額のうち、いずれかを、違約金として当社に対し直ちに支払うものとします。
- 2.契約者が保守オプション契約の申込みをしていた場合、当該保守オプション契約における違約金は、当該保守オプション契約約款の定めに従うものとします。

#### 第14条(損害賠償)

- 1.当社は、電気通信事業者または当社の本サービスに係る業務の委託先、その他本サービスに関連するシステム・サービスの提供を行う事業者(但し、当社は除く)の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合に限り、契約者からの損害賠償請求に応じるものとします。
- 2.前項の場合、当社は、本サービスが利用できなかった全ての契約者に対し、当社が当該事業者等から受領する損害賠償金を限度とし、その限度額の範囲内において、契約者において現実に発生した通常損害に限り、賠償に応じるものとします。
- 3.第1項により本サービスの提供が停止した期間において、契約者が本サービスに掲載していたデータで得られる収入等(営業行為によって得られる収入等)について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条(免責事項)

- 1.当社が、第11条に基づく本サービスの一時中断や廃止により生じたトラブルや損害について、当社の責めに帰すべき事由がない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2.当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者が得たデータ等(コンピュータープログラムを含む。以下同様とする。)について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらのデータ等に起因して契約者に生じた一切の損害等について、当社は責任を負わないものとします。
- 3.契約者が本サービス及び本商品を利用して蓄積した画像やテキスト等のデータが削除され、これによ







